

お金の安全



「臨時福祉給付金（経済対策分）」の

“振り込め詐欺”

“個人情報を聞き出す電話等”

にご注意ください!

平成26年4月に実施した消費税率引上げに伴う影響を緩和するため、支給対象者の方には、「臨時福祉給付金（経済対策分）」（簡素な給付措置）が支給されますが、以下についてご注意願います。

～被害に遭わないために～

- 市町村や厚生労働省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- 他人からお金を振り込んでもらうために、ATMを自分で操作する必要はありません。
- 市町村や厚生労働省などが、「臨時福祉給付金（経済対策分）」（簡素な給付措置）を支給するために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- 現時点で、市町村や厚生労働省などが住民の皆様の世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。

～電話口 お金の話 それは詐欺～

ご自宅等に市町村や厚生労働省（の職員）等をかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))に御連絡ください。

平成28年11月14日
奈良県警察本部
生活安全企画課
(犯罪抑止対策室)